

●香川県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成24年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地		サービ スの種 類
		変 更 前	変 更 後	
平成20年 1月1日	三豊市地域包括支 援センター 三豊市高瀬町下勝 間2373番地	三豊市 三豊市豊中町本山甲201 番地1	三豊市 三豊市高瀬町下勝間2373 番地	地域包括支 援センター
平成24年 4月1日	三豊市地域包括支 援センター 三豊市高瀬町下勝 間2373番地1	三豊市 三豊市高瀬町下勝間2373 番地	三豊市 三豊市高瀬町下勝間2373 番地1	地域包括支 援センター